



子どもたちの多様性が生かされる 幼児教育・保育を目指して

—スウェーデンの視察を通して考える—

1 はじめに

「多様な人々と協働しながら、多様な経過をたどって、多様な体験をし、多様な関わり、多様に展開される、多様な感情を体験し」など、これらは全て幼児教育・保育の3文書にあたる幼稚園教育要領¹、保育所保育指針²、幼保連携型認定こども園教育・保育要領³において登場する文言である。さらに中央教育審議会答申において、

幼稚園、小学校、中学校、高等学校等、いわゆる学校に対し、「子供たちの多様で質の高い学び⁴」を引き出すことが求められている。つまり教育・保育の現場において“多様”は、重要なキーワードであると言える。

しかし実際には、“多様”の解釈や扱いに戸惑いの声を聞くことも多い。戸惑いの原因は、おそらく我々がまだ多様であることにも、多様性を認めることにも、さらには目の前にある多様な現実を見とることにも、不慣れ

であるからだと考えている。

一方、福祉・教育の先進国であるスウェーデンは、人口の約25%⁵が、スウェーデン以外にバックグラウンドをもつ人々で構成されている。その多様な社会背景の中で、幼児教育・保育が何を大切に、どのように展開されているのかを知ることから、何らかのヒントを得たいと考えた。

2 スウェーデンの保育について

(1) 保育制度のあゆみ

1975年「就学前学校法」施行

→ 幼保一元化した保育制度を創設

1996年 就学前学校事業が、社会省から教育省へ

1998年 関連法：社会サービス法から学校法へ

学校庁より「就学前学校カリキュラム」公布

(2) 就学前学校事業の形態

表1 就学前学校 Förskolan (フォースコーラン)

編 成	1歳～3歳未満クラス(15人前後) 3歳～6歳未満クラス(20人前後) * Förskolanの規模により変動する。
人員配置	各クラスに保育者3人 内訳：就学前学校教員(大学教育3年半を修得している保育者)1名以上 + 準保育士(高校の準保育士コース3年、または日本でいう専門学校の1年コースを修得している保育者)
保 育 料	3歳～5歳児 1日3時間(年間525時間)無償 残りは、親の収入に応じて支払われる。保険料の上限額が定められているため、親の経済的な負担は児童手当でほぼ賄える ⁶ 。
備 考	開所時間：朝7時～18時 * 保育の目安は平均30H/週 日本の幼稚園・保育所・こども園に近い存在

表2 教育的保育 Pedagogisk omsorg (ペダゴジスクオムソリー)

編 成	6人/1保育者(我が子を含めて)
人員配置	保育者(コミュニンの研修を受けた保育者)
保 育 料	就学前学校と同額
備 考	日本の保育ママに近い存在。自宅で行う。

表3 オープンスクール Öppna Förskolan (オッフナフォースコーラン)

編 成	主に就学前学校の対象外である1歳児未満の親子。メンバーは非固定(その日訪れた親子)
人員配置	就学前学校教員(1名以上)
保 育 料	無償
備 考	日本の地域子育て支援センターや子育て広場に近い存在。

(3) ナショナルカリキュラム

「就学前学校カリキュラム2018年改定版」(läroplan för förskolan:Lpfö 18)(表4)は、法的拘束力を持つ国の基本の方針である。スウェーデンの就学前学校は、このカリキュラムに基づき基本的計画と実践がなされている。日本の幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に相当する。

表4 「就学前学校カリキュラム2018改訂版」目次⁷

<ol style="list-style-type: none"> 1. 就学前学校の基本的価値観と任務 <ul style="list-style-type: none"> 基本的価値観 他者理解と思いやり 客観性と多様性 同等の教育 就学前学校の任務 ケアと発達と学び それぞれの就学前学校の発展 2. 目標と指針 <ol style="list-style-type: none"> 2.1 規範と価値観 2.2 ケアと発達と学び 2.3 子どもの参加と影響力 2.4 就学前学校と家庭 2.5 就学前クラス、学校、学童保育への移行と連携 2.6 フォローアップ、事後評価、発展 2.7 ティーミングにおける就学前学校教師の責任 2.8 就学前学校長の責任

3 視察日程

【1】2019年11月20日（水）10:00～15:00

ソフィエルンド就学前学校

(Sofielunds förskolan i Tureberg)

ストックホルム郊外、ソーレンツーナ自治体が運営する園児数120名の規模の就学前学校。

【2】2019年11月20日（水）17:30～19:30

カーラプランの公園 (Karlalplan)

「子どもの権利条約」が国連で採択されて30周年の記念イベントに参加。各所で同様のイベントが開催されていた。

【3】2019年11月21日（木）13:30～16:00

ブルースタレットオープンスクール

(Biå Staller i Edsberg)

ストックホルム郊外、ソーレンツーナ自治体にある開放型保育所。建物内に保健所も併設している。

【4】2019年11月22日（金）8:30～13:00

クッレンズ就学前学校 (Kullens förskolan)

ヒンズベリ自治体にある1976年創立の自治体運営の学校。園児数は約140人。

4 視察報告〈就学前学校〉

I. 人権に関すること

「就学前学校の重要な任務は、スウェーデン社会が依拠する民主主義の人権尊重の価値観を定着させることである⁸⁾」(スウェーデンの就学前学校カリキュラム)

(1) クラス専用の出入り口にあるコーナー

スウェーデン国旗とユニセフの旗が飾られたクラス専用の出入り口に設置されたコーナー(図1)には、学校のルールやクラス便りを挟んだファイル(図2)が、常に手に取れるように置かれている。

さらに、「子どもの権利条約」を扱った絵本が2冊。日頃から絵本(図3)や教材(図4)を使って、子どもたちに「子どもの権利条約」について伝えて、考えるよう促していることがわかる。



図1 クラス専用の出入り口に設けられたコーナー



図2 Ekens (Kronan) informations-pärm
学校のルールやクラス便りを挟んだファイル



図3 「ALLA BARNES RÄTT」
「全ての子どもにとっての権利—子どもの権利条約についての絵本」



図4 「DETHÄR ÄR DINA RÄTTIG-HETER!」
「それはあなたの権利です！」
*塗り絵とディスカッションの教材

(2) 多言語で書かれた挨拶の木

クラスは、多様なバックグラウンドをもつ子どもと保育者で構成されている。入り口のドアに貼られた木の葉(図5)には、クラスに所属するメンバーのそれぞれの言語で挨拶の言葉が書かれている。

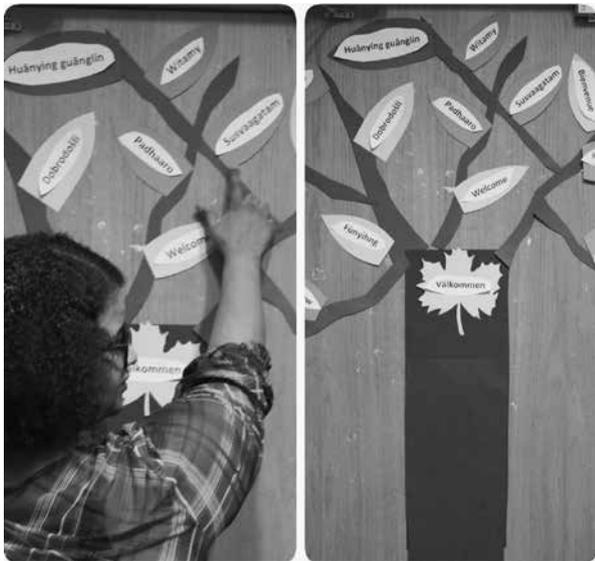


図5 多言語で書かれた挨拶の木

(3) 玩具

おままごとの人形(図6)からも、多様な人種が共存していることがわかると同時に、多様なバックグラウンドを受け入れ尊重していることが感じられる。



図6 様々な人種の人形

(4) ランチメニュー

健康、倫理、宗教上などの食事制限に対応している。

II. テーマ活動とドキュメンテーションについて

スウェーデンのテーマ活動は、教師が子どもをじっくりと観察し、その結果得られた子どもの興味と視点が起点となる。活動期間は約半年～1年。

「テーマ活動によって、子どもの学びに多様性と相互の関連性をもたせることができる⁹⁾。」

「ドキュメンテーションの作成は、保育者の専門性としての省察的態度を培うだけでなく、「子どもの学びのプロセス」を目に見えるものにするという意義がある¹⁰⁾。」

(1) テーマ「食べ物」

進級当初、保育者が変わったこともあり全体的に元気のなかった子どもたちにとって、1番の楽しみは食事の時間であったこと、さらに子どもたちから食べ物の質問が多かったことがテーマ活動「食べ物」の起点となっている。

テーマ活動における学びは、常にナショナルカリキュラムの目標と連動しており、活動を記録したドキュメンテーションにも学びのポイントが記されている。(図7)では、数・科学技術・言葉の項目が学びに含まれていることが示されている。

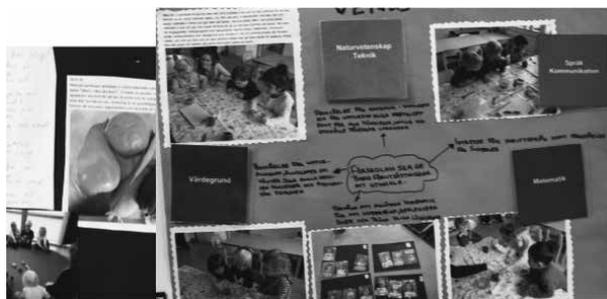


図7 テーマ活動「食べ物」のドキュメンテーション

時に活動は学校だけにとどまらず、子どもたちが自分の好きな食べ物についてプレゼンテーションするために、ノート(図8)を家に持ち帰り、親の力も借りながら食べ物の中で伝えたいことを描く。親が子どもの教育に興味をもち、影響するという点でも非常に興味深い。

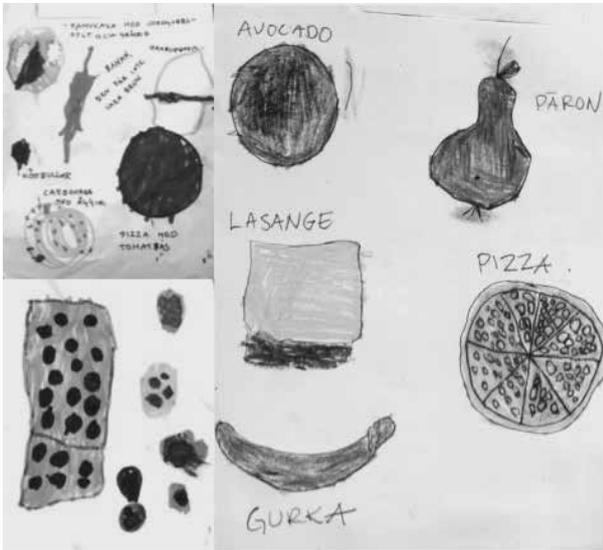


図8 テーマ活動で持ち帰るノート

Ⅲ. IT 活動に関すること

コミュニケーション(区)のIT委員会は、「ITの重要なところは、Producing(創作)することであり、Consuming(消費)ではないということである¹¹⁾」と強調している。IT委員会のコメントは、保育にITを取り込む時に最も押さえておかなければいけない非常に重要な事項である。

(1) TTS (デジタルスコープ)

近くの森で、タブレットとデジタルスコープ(図9)を使い自然物を観察している。デジタルツールを使用しながら、友達の発見を共有したり、コミュニケーションをとる姿が見られる。



図9 デジタルスコープで自然物を観察する子ども

(2) Makey-makey (電動体物質に関する教材)

電動体物質に反応し、PCのピアノが鳴る教材(図10)。子どもたちは、レモンにつなげると音が鳴り、洋服につなげても音が鳴らないことを体験し、電動体物質の特徴を学んで行く。保育者が答えを教えることはない。



図10 Makey-makey を楽しむ子ども

5 視察報告〈オープンスクール〉

就学前学校の対象外である1歳児未満の親子や、待機児童である1歳児以上の親子が、開室時間内は無料で好きなだけ滞在することができる施設である。簡単な調理ができる設備(図11)や、子どもたちが造形遊びを楽しめるアトリエ(図12)、親子でくつろぎながら遊べるコーナー(図13)、絵本コーナーなどが整えられている。子ども連れで楽しめる近隣スペース利用者が書き込む形で情報共有している。(図14)

視察中、育児休暇を取得中の父親や様々なバックグラウンドを持つ親子の姿があった。子どもの2ヶ月検診で併設の保健所に訪れた際にこの施設が紹介される仕組みになっている。

また、同フロア内にはカウンセラー室もあり、カウンセリングを受けることができる他、定期的に訪れる歯科医への相談、必要に応じてスウェーデン語を習得するための支援、就学前学校の選び方などの助言などを利用者は全て無料で受けることができる。オープンスクール

(2) 残業について

週に2時間は事務作業をする時間が確保されていたり、毎週火曜日の9時～10時はドキュメンテーションを作る時間と決められていたりなど、勤務時間内に仕事が終わられるようシフトが組まれている。

7 その他

(1) 木工コーナー (図16)

本格的な道具が完備されている。利用者の年齢と人数を制限することで活動の充実を保障している。



図16 木工コーナー

(2) 1・2歳児専用の屋外午睡コーナー (図17)

－10度までは寝袋に入り屋外の専用ベッドで寝る。



図17 1・2歳児専用の屋外午睡コーナー

8 子どもの権利条約について

2019年子どもの権利条約採択30周年記念

就学前学校では、子どもの権利条約について子どもと考える独自の取り組みが行われており、子どもたちが模様付けしたキャンドルで、公園が彩られていた。(図18)

スウェーデンにおいて、子どもの権利条約は非常に身近な存在であり、大切にされていることがわかる。

[概要]

- * 1989年11月20日採択
- * 全文と本文54条からなる。
- * スウェーデン1990年6月29日批准
- * 日本1994年4月22日批准

[子どもの権利4つの柱]

- * 生きる権利 * 育つ権利
- * 守られる権利 * 参加する権利



図18 キャンドルで彩られたKarlslanの公園

9 考察

スウェーデンは、1975年に幼保一元化を制度化し、1996年には保育政策の管轄を社会省か教育省に移管しているが日本は未だ幼保一元化にたどり着くことができていない。根本から保育環境の充実を願う時、国の施策の違いはあまりにも大きく、愕然としたのは事実で

ある。

しかし、今回の視察で、日本の幼児教育・保育において、子どもたちの多様性が生かされるためのヒントを得ることはできたと考えている。中でも注目したのは2点。

1点目は、保育環境を含めた社会全体が人権に対して高い意識を持っている点である。特に子どもの権利条約が常に子どもの身近に存在する点が、同じく条約の批准国である日本とは異なる点であると感じた。子どもの権利条約は、子どもを守るために存在していることを思えば、子ども自身がそのことを十分に理解し、意識して生活することに意味があると感じる。日本においても、子どもたちが自分の人権と同様に他者の人権を尊重し、“多様性”に対する理解と寛容が生まれる環境を整える必要があると感じる。視察を機に、子どもに対する人権教育に目を向けたいと考えた。

2点目は、改めてスウェーデンの伝統保育であるテーマ活動のすばらしさに気づいた点である。テーマ活動では、参加する誰しにも活躍するチャンスがあり、個々の多様さは活動の豊かさにつながっている。さらに“多様性”が認められる土壌作りには、活動の過程をつぶさに捉えることのできるツールが必要である。そのツールがドキュメンテーションである。スウェーデンではすでにナショナルカリキュラムにおいて、ドキュメンテーションによるフォローアップ、評価、発展が義務付けられている。日本においても、子どもたちの“多様性”が生かされる活動と評価が根付くよう努めたいと考えた。

今回の視察では、素晴らしい出会いの中で多くのことを感じ学ぶことができた。報告に載せられなかったことも数多いが、別の機会に振り返り今後の糧にしていきたい。

謝辞

今回の視察のきっかけをくださった大屋先生、現地で世話になった就学前学校の教師ウェンドラー先生、荒川先生、コーディネーターの矢作ルンドベリ様、そして視察園の保育者の方々と子ども達に心よりお礼申し上げます。

参考文献・引用文献

1. 文部科学省告示62号
2. 厚生労働省告示117号
3. 内閣府、文部科学省告示第1号、厚生労働省
4. 中央教育審議会答申「幼稚園・小学校、中学校、高等学校、及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」(平成28年12月)、文部科学省、p1, p20
5. スウェーデン統計局 (SCB)
6. 白石, 山本 (2019)「スウェーデンの就学前学校カリキュラム」日本保育学会、p2
7. 白石, 水野 (2013)「スウェーデン保育の今」かもがわ出版、p3
8. 同上、p4
9. 同上、p199
10. 同上、p52
11. ウェンドラー, 山本 (2017)「スウェーデンの就学前学校における教育・保育」、愛知県立大学、山本研究所プロジェクト報告、p62